

令和7年度 次期「滋賀県農業・水産業基本計画」冊子等デザイン作成業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和7年度次期「滋賀県農業・水産業基本計画」冊子等デザイン作成業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度 次期「滋賀県農業・水産業基本計画」冊子等デザイン作成業務

(2) 業務の内容

令和7年度 次期「滋賀県農業・水産業基本計画」冊子等デザイン作成業務委託仕様書(以下、仕様書という)のとおり

(3) 契約の期間

契約締結の日から令和8年(2026 年)3月 27 日(金)まで

(4) 予定価格

1, 197, 900円(消費税および地方消費税(10%)を含む。)

3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類:「役務」 中分類:「デザイン」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは、

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL : 077-528-4314

4 説明会の日時、場所等

説明会は実施しない。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)の書類(以下、企画提案書等という)を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル参加申込書 1部

別添(様式1)により提出すること。

(2) 業務全体の企画提案書

ア 企画提案書の形式は、A4 サイズ(縦書き・横書きは不問)とする。

イ 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて 10 頁以内とする(表紙は除く)。

ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

エ 企画提案書には、次の内容を記載すること。

(ア) 企画内容の骨子

(イ) 具体的な内容(以下の内容を盛り込むこと)

a 仕様書の2(1)の<冊子>の具体的なサイズ、形式、ページ構成等のデザイン(案)

b 仕様書の2(2)の<概要版>の具体的なサイズ、形式、ページ構成等のデザイン(案)

c 仕様書の2(3)ウの<ロゴマーク>のデザイン(案)、工夫した点等

d その他業務全体を通して工夫する点

(ウ) 事業実施スケジュール

(エ) 業務執行体制

(オ) 類似事業の取組実績(有る場合のみ記載)

(3) 経費見積書

概算価格には、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。

なお、事業費と管理運営費は分けて記載すること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(4) 提出部数

企画提案書および概算価格の提出部数は、正本1部、副本8部とする。正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

なお、副本8部には、審査の公正を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。

(5) その他（該当する場合）

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

イ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。

(ア) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。

(イ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。

(ウ) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。

(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

エ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。

オ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。

(ア) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証

(イ) 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録

(ウ) 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

(エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和7年(2025 年)5月 23 日(金)12 時まで受け付ける。

(2) 質問方法

様式2「質問票」により E-mail または FAX で受け付ける。送付後は E-mail または FAX で送付した旨を電話連絡すること。電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

(2)で受け付けた質問を全てまとめて、以下の滋賀県ホームページサイトに令和7年(2025年)5月26日(月)までに掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/seisangizyutsu/>

7 企画提案書等の提出期限

令和7年(2025年)5月29日(木)12時までに下記の11に示す提出先まで持参または郵送すること。

(1) 持参の場合

土・日曜日および祝日を除く、9時から17時までとし、5月29日(木)は12時までとする。

(2) 郵送の場合

簡易書留郵便等によることとし、令和7年(2025年)5月29日(木)(12時必着)までとする。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査

(1) 審査方法

提出のあった企画提案書等について、書類審査およびプレゼンテーション審査会において、当課が設定した基準に基づいて公平かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を1者選定する。

ア 書類審査

提出されたすべての提案について、3に掲げる参加資格および5に掲げる提出書類の規定への適合について、確認を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加者から除外する。

上記の結果、参加者が3者を超える場合は、当課員2名により、審査会の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に3者までを参加者とする。

イ プレゼンテーション審査会

(ア) 設置、日時および場所(予定)について

設 置: 当課および関係課他の審査員8名をもって設置する。

期 日: 令和7年(2025年)6月3日(火)午前

場所等: 滋賀県庁内会議室

参加候補者には、別途、時間と会議室を連絡する。

(イ) 審査基準

各審査員は、下表の審査内容の各項目①～⑧について、「5・3・1」の3段階の絶対評価で点数をつける(5:特に優れている、3:優れている、1:優れていない)。なお、項目①～②は評価点を5倍、③は4倍に加算する。項目⑦～⑩については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目につき1点を各審査委員の合計点数に加算する。

審査員の採点(項目①～⑥)および項目⑦～⑩の加点分を集計し、総合点数の高いものから順に当該事業の契約予定者として選定する。ただし、審査委員の平均採点が50点未満の場合は、契約予定者とししない。

項目	審査の視点	配点
企画内容	① 本業務の目的を十分に理解した企画内容であるか。	25
	② 農業者・漁業者等をはじめとしたより多くの県民等へ訴求するデザイン等となっているか。	25
	③ 概要版等と冊子が連動するような工夫や方法がされているか。	20
実現可能性	④ 全体のスケジュールが無理のない具体的な内容となっているか。	5
	⑤ 類似事業の取組実績があるか(実績が無い場合は、配点は0点とする)。	5
価格妥当性	⑥ 経費の削減に配慮されているなど、価格が妥当な内容かどうか。 ・予定価格の80%未満 … 10点 ・予定価格の80%以上85%未満 … 8点 ・予定価格の85%以上90%未満 … 6点 ・予定価格の90%以上95%未満 … 4点 ・予定価格の95%以上 … 1点	10
	⑦ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑧ 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか。	1
	⑨ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
	⑩ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証、または女性の職業生活における活躍の推進に関	1

する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	
⑪ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ・ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証 ・ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ・ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
⑫ 県内に本店を有する事業者であるか	5
合計	100

(2) 審査結果の通知

書類審査およびプレゼンテーション審査会での審査結果は、企画提案書の提出のあった参加者全員に文書で通知する。

(3) 契約の相手方

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容をもとに、滋賀県と業務内容について詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約の相手方として決定する。なお、協議の際、業務の実施方法や経費等について審査会で提案された条件を付したり、変更する場合があるので十分に留意されたい。

なお、協議が整わない場合は、審査会で次点として選定された者と同様の手続きを行う場合がある。

(4) その他

契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内(土日・祝日を除く執務日)に書面(任意の様式)により、「11 提出先および問い合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内(土日・祝日を除く執務日)に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

9 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他

- (1) 提出された書類については、加筆・修正・差し替え等は認めない。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザル参加にかかる報酬はない。公募型プロポーザルに要する経費は全て各提案者負担とする。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (7) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県に報告を行うものとする。
- (9) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。
- (10) 委託料の支払は、原則精算払いとする。

11 提出先および問い合わせ先

滋賀県農政水産部農政課(担当:富家、成相)

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL:077-528-3976

FAX:077-528-4880

E-mail: shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp